

柴田町役場槻木事務所の廃止に伴う関係規則の整備に関する規則をここに公布する。

令和4年12月28日

柴田町長 滝 口 茂

柴田町規則第25号

柴田町役場槻木事務所の廃止に伴う関係規則の整備に関する規則

(柴田町教育委員会等への事務の委任及び補助執行に関する規則の一部改正)

第1条 柴田町教育委員会等への事務の委任及び補助執行に関する規則(平成19年柴田町規則第18号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(補助執行) 第4条 (略) (1)～(9) (略) 2 (略) <b>3 槻木生涯学習センターの職員に、柴田町サービスセンター設置等に関する規則(令和4年柴田町規則第16号)第3条の所掌事務を補助執行させる。</b> <b>4</b> (略)	(補助執行) 第4条 (略) (1)～(9) (略) 2 (略) <b>3</b> (略)

(柴田町表彰規則の一部改正)

第2条 柴田町表彰規則(昭和39年柴田町規則第41号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(表彰者の内申) 第8条 課設置に関する条例(昭和51年柴田町条例第19号)第2条、柴田町行政組織規則(昭和48年柴田町規則第15号)第10条及び柴田町教育委員会行政組織規則(平成元年柴田町教委規則第4号)第8条に規定する課並びに農業委員会、選挙管理委員会、監査委員及び議会の事務局並びに町長が管理者の職務を行う公営企業の事業所の長は、 <b>第2条各号</b> のいずれか又は柴田町自治功労者	(表彰者の内申) 第8条 課設置に関する条例(昭和51年柴田町条例第19号)第2条、柴田町行政組織規則(昭和48年柴田町規則第15号)第10条、 <b>柴田町役場槻木事務所設置に関する条例(昭和47年柴田町条例第2号)第1条</b> 及び柴田町教育委員会行政組織規則(平成元年柴田町教委規則第4号)第8条に規定する課、 <b>所</b> 並びに農業委員会、選挙管理委員会、監査委員及び議会の事務局並びに町長が管理者の

<p>優遇条例（昭和33年柴田町条例第71号）<b>第2条各号</b>のいずれかに該当すると認められるものがあるときは、その事蹟を精査し、町長に内申するものとする。</p> <p>2 前項に<b>定めるもののほか</b>、行政区長及び副行政区長は、<b>第2条各号</b>のいずれか又は柴田町自治功労者優遇条例<b>第2条各号</b>のいずれかに該当すると認められるものがあるときは、町長に内申することができる。</p> <p>3 （略）</p>	<p>職務を行う公営企業の事業所の長は、<b>第2条の各号</b>のいずれか又は柴田町自治功労者優遇条例（昭和33年柴田町条例第71号）<b>第2条の各号</b>のいずれかに該当すると認められるものがあるときは、その事蹟を精査し、町長に内申するものとする。</p> <p>2 前項に<b>定めるほか</b>、行政区長及び副行政区長は、<b>第2条の各号</b>のいずれか又は柴田町自治功労者優遇条例<b>第2条の各号</b>のいずれかに該当すると認められるものがあるときは、町長に内申することができる。</p> <p>3 （略）</p>
---	--

（管理職手当の支給に関する規則の一部改正）

第3条 管理職手当の支給に関する規則（昭和45年柴田町規則第4号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
別表 <b>別記1</b>	別表 <b>別記2</b>

（柴田町都市公園条例施行規則の一部改正）

第4条 柴田町都市公園条例施行規則（昭和45年柴田町規則第10号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>（工作物等を保管した場合の公示の場所等）</p> <p>第9条 条例第11条の3第1項第1号の規定による公示の場所は、柴田町役場揭示場とする。</p> <p>2 （略）</p> <p>第11条 町長は、前条本文の規定による競争入札のうち一般競争入札に付そうとするときは、その入札期日の前日から起算して少なくとも5日前までに、その工作物等の名称又は種類、形状、数量その他必要な事項を柴田町役場揭示場に公示しなければならない。</p> <p>2～3 （略）</p>	<p>（工作物等を保管した場合の公示の場所等）</p> <p>第9条 条例第11条の3第1項第1号の規定による公示の場所は、柴田町役場揭示場<b>及び柴田町役場槻木事務所揭示場</b>とする。</p> <p>2 （略）</p> <p>第11条 町長は、前条本文の規定による競争入札のうち一般競争入札に付そうとするときは、その入札期日の前日から起算して少なくとも5日前までに、その工作物等の名称又は種類、形状、数量その他必要な事項を柴田町役場揭示場<b>及び柴田町役場槻木事務所揭示場</b>に公示しなければならない。</p> <p>2～3 （略）</p>

(初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部改正)

第5条 初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則(昭和46年柴田町規則第8号)の一部を次のように改正する。

改正後		改正前	
別表第1 級別職務分類表(第3条関係)		別表第1 級別職務分類表(第3条関係)	
職務の級	職務	職務の級	職務
(略)	(略)	(略)	(略)
6級	課長、局長、事務局長、書記長 (以下「課長等」という。)、危機管理監又は参事の職務	6級	課長、局長、事務局長、書記長、 <b>槻木事務所長</b> (以下「課長等」という。)、危機管理監又は参事の職務
(略)	(略)	(略)	(略)

(職員の給与の支給に関する規則の一部改正)

第6条 職員の給与の支給に関する規則(昭和47年柴田町規則第10号)の一部を次のように改正する。

改正後				改正前			
別表(第14条の2関係)				別表(第14条の2関係)			
組織	職	週休日等勤務支給額	平日深夜勤務支給額	組織	職	週休日等勤務支給額	平日深夜勤務支給額
町長	会計管理者 課長	(略)	(略)	町長	会計管理者 課長 <b>槻木事務所長</b>	(略)	(略)
	(略)	(略)	(略)		(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

(柴田町行政組織規則の一部改正)

第7条 柴田町行政組織規則(昭和48年柴田町規則第15号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
目次	目次
第1章～第2章 (略)	第1章～第2章 (略)
第3章 <b>削除</b>	第3章 <b>槻木事務所(第29条～第31条)</b>
第4章～第5章 (略)	第4章～第5章 (略)
附則	附則

(機関の分類)

第2条 前条の組織を構成する機関を分けて、本庁、出先機関及び附属機関とする。

(出先機関)

第4条 出先機関とは、本庁及び附属機関以外の次に掲げる機関をいう。

(1)～(6) (略)

(行政機能の発揮)

第8条 各機関は、町長の指揮監督の下に機関相互及び機関内相互の連絡を図り、全て一体となって行政機能を発揮するよう努めなければならない。

(共通分掌事務)

第11条 各課における共通の分掌事務は、次のとおりとする。

(1)～(3) (略)

(4) 他課との共通連携事項の協議、情報の交換、伝達に関すること。

(5) (略)

2 前項の事務は課長補佐をもって充てる。ただし、課長補佐のいない課等においては、課長があらかじめ指名した職員をもって充てる。

(主管事務の決定)

第25条 主管が明らかでない事務が生じたときは、まちづくり政策課長が課長の意見を聴取協議し、調整のうえ決定するものとする。

2 (略)

### 第3章 削除

第29条から第31条まで 削除

(機関の分類)

第2条 前条の組織を構成する機関を分けて、本庁、槻木事務所、出先機関及び附属機関とする。

(出先機関)

第4条 出先機関とは、本庁、槻木事務所及び附属機関以外の次に掲げる機関をいう。

(1)～(6) (略)

(行政機能の発揮)

第8条 各機関は、町長の指揮監督の下に機関相互及び機関内相互の連絡を図り、すべて一体となって行政機能を発揮するよう努めなければならない。

(共通分掌事務)

第11条 各課における共通の分掌事務は、次のとおりとする。

(1)～(3) (略)

(4) 他課及び槻木事務所との共通連携事項の協議、情報の交換、伝達に関すること。

(5) (略)

2 前項の事務は課長補佐又は次長をもって充てる。ただし、課長補佐又は次長のいない課等においては、課長又は所長があらかじめ指名した職員をもって充てる。

(主管事務の決定)

第25条 主管が明らかでない事務が生じたときは、まちづくり政策課長が課長又は槻木事務所長の意見を聴取協議し、調整のうえ決定するものとする。

2 (略)

### 第3章 槻木事務所

(班の設置)

第29条 柴田町役場槻木事務所設置に関する条例(昭和47年柴田町条例第2号)により設置された次の表の左欄に掲げる槻木事

務所に同表の右欄に掲げる班を置く。

槻木事務所	町民サービス班
-------	---------

(槻木事務所の分掌事務)

第30条 槻木事務所の分掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 住民基本台帳に関すること。
- (2) 印鑑の登録及び証明に関すること。
- (3) 諸証明書等の交付に関すること。
- (4) 国民健康保険、後期高齢者医療、介護保険、国民年金事務等に関すること。
- (5) 諸給付金等の連絡に関すること。
- (6) 使用料、手数料等の受領並びに送金等に関すること。
- (7) 事務所施設の維持管理に関すること。
- (8) 本庁との業務の連絡に関すること。
- (9) 町民の相談に関すること。
- (10) 公印の保管に関すること。
- (11) 徴税の連絡等に関すること。
- (12) 地域社会活動の指導に関すること。
- (13) 町民サービス及び特に町長が指示した事項に関すること。

(職制)

第31条 槻木事務所にあつては次の表の左欄に掲げる職を置き、その職務は、それぞれ同表の右欄に定めるとおりとする。ただし、町長が特に必要がないと認める場合は、次長を置かないことができる。

職	職務
所長	上司の命を受け、槻木事務所の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
次長	上司の命を受け、槻木事務所の事務を整理し、所長を補佐する。

2 前項に定めるもののほか、槻木事務所に置く職及びその職に充てる職員については、第27条第3項及び第4項の規定を準用する。

(柴田町印鑑の登録及び証明に関する条例施行規則の一部改正)

第8条 柴田町印鑑の登録及び証明に関する条例施行規則(平成7年柴田町規則第26号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
様式第4号 <b>別記3</b>	様式第4号 <b>別記4</b>

(柴田町予算規則の一部改正)

第9条 柴田町予算規則(平成24年柴田町規則第6号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(定義)</p> <p>第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 課長等 課設置に関する条例(<u>昭和51年柴田町条例第19号</u>)に規定する<u>課</u>、柴田町行政組織規則(昭和48年柴田町規則第15号)に規定する<u>会計課及び柴田町教育委員会行政組織規則</u>(平成元年柴田町教委規則第4号)に規定する課並びに選挙管理委員会、監査委員、農業委員会及び議会の事務局の長をいう。</p> <p>(5)～(6) (略)</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 課長等 課設置に関する条例(<u>昭和51年柴田町条例第19号</u>)及び柴田町行政組織規則(昭和48年柴田町規則第15号)に規定する<u>課</u>、<u>柴田町役場槻木事務所設置に関する条例</u>(昭和47年柴田町条例第2号)に規定する<u>槻木事務所</u>、柴田町教育委員会行政組織規則(平成元年柴田町教委規則第4号)に規定する課並びに選挙管理委員会、監査委員、農業委員会及び議会の事務局の長をいう。</p> <p>(5)～(6) (略)</p>

(柴田町会計規則の一部改正)

第10条 柴田町会計規則(平成24年柴田町規則第7号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(定義)</p> <p>第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) 課長等 課設置に関する条例(昭和51年柴田町条例第19号)に規定する課、柴田町行政組織規則(昭和48年柴田</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) 課長等 課設置に関する条例(昭和51年柴田町条例第19号)に規定する課、柴田町行政組織規則(昭和48年柴田</p>

町規則第15号)に規定する会計課及び出先機関、柴田町教育委員会行政組織規則(平成元年柴田町教委規則第4号)に規定する課及び教育機関(学校を除く)並びに選挙管理委員会、監査委員、農業委員会及び議会の事務局の長をいう。

(4)～(7) (略)

(収入後の手続)

第24条 (略)

2 (略)

(過誤納金の戻出)

第30条 (略)

2～4 (略)

5 会計管理者は、前項の規定に基づき、過納又は誤納金の戻出をしようとするときは、支出の手続の例により処理するものとする。

別表第1 別記5

別表第2 別記7

町規則第15号)に規定する会計課及び出先機関、柴田町役場槻木事務所設置に関する条例(昭和47年柴田町条例第2号)に規定する槻木事務所、柴田町教育委員会行政組織規則(平成元年柴田町教委規則第4号)に規定する課及び教育機関(学校を除く)並びに選挙管理委員会、監査委員、農業委員会及び議会の事務局の長をいう。

(4)～(7) (略)

(収入後の手続き)

第24条 (略)

2 (略)

(過誤納金の戻出)

第30条 (略)

2～4 (略)

5 会計管理者は、前項の規定に基づき、過納又は誤納金の戻出をしようとするときは、支出の手続きの例により処理するものとする。

別表第1 別記6

別表第2 別記8

(柴田町財産規則の一部改正)

第11条 柴田町財産規則(平成24年柴田町規則第9号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(定義)</p> <p>第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 各課長等 課設置に関する条例(<u>昭和51年柴田町条例第19号</u>)に規定する<u>課</u>、柴田町行政組織規則(昭和48年柴田町規則第15号)に規定する<u>会計課及び柴田町教育委員会行政組織規則(平成元年柴田町教委規則第4号)</u>に規定する課並びに</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 各課長等 課設置に関する条例(<u>昭和51年柴田町条例第19号</u>)及び柴田町行政組織規則(昭和48年柴田町規則第15号)に規定する課、<u>柴田町役場槻木事務所設置に関する条例(昭和47年柴田町条例第2号)</u>に規定する槻木事務所、柴田町教育委員会行政組織規則(平成元年柴田町</p>

選挙管理委員会、監査委員、農業委員会及び議会の事務局の長をいう。

教委規則第4号)に規定する課並びに選挙管理委員会、監査委員、農業委員会及び議会の事務局の長をいう。

(柴田町職員の退職管理に関する規則の一部改正)

第12条 柴田町職員の退職管理に関する規則(平成29年柴田町規則第4号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(内部組織の長に準ずる職)</p> <p>第6条 法第38条の2第4項の地方自治法第158条第1項に規定する普通地方公共団体の長の直近下位の内部組織の長の職に準ずる職であって規則で定めるものは、<b>次に掲げる職とする。</b></p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 柴田町行政組織規則(昭和48年柴田町規則第15号)第10条に規定する会計課の長</p> <p>(3) 柴田町議会事務局設置条例(昭和33年柴田町条例第76号)に規定する事務局の長</p> <p>(4) 柴田町教育委員会行政組織規則(平成元年柴田町教委規則第4号)第8条に規定する課の長</p> <p><u>(5) 柴田町選挙管理委員会<b>規程</b>(昭和31年柴田町規程第2号)第12条に規定する書記長</u></p> <p><u>(6) 柴田町農業委員会<b>規程</b>(昭和31年柴田町農委規程第1号)第6条に規定する事務局の長</u></p> <p><u>(7) 柴田町監査委員<b>規程</b>(平成4年柴田町規程第1号)第3条に規定する事務局の長</u></p> <p>(再就職者による依頼等の届出の<b>手続</b>)</p> <p>第11条 法38条の2第7項の規定による</p>	<p>(内部組織の長に準ずる職)</p> <p>第6条 法第38条の2第4項の地方自治法第158条第1項に規定する普通地方公共団体の長の直近下位の内部組織の長の職に準ずる職であって規則で定めるものは、<b>次の各号に掲げる職とする。</b></p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 柴田町行政組織規則(昭和48年<u>1月30日</u>規則第15号)第10条に規定する会計課の長</p> <p>(3) 柴田町議会事務局設置条例(昭和33年<u>12月22日</u>条例第76号)に規定する事務局の長</p> <p>(4) 柴田町教育委員会行政組織規則(平成元年<u>3月31日</u>教委規則第4号)第8条に規定する課の長</p> <p><u>(5) 柴田町役場槻木事務所設置に関する条例(昭和47年3月27日条例第2号)に規定する事務所の長</u></p> <p><u>(6) 柴田町選挙管理委員会<b>規定</b>(昭和31年<u>4月1日</u>規定第2号)第12条に規定する書記長</u></p> <p><u>(7) 柴田町農業委員会<b>規定</b>(昭和31年<u>4月1日</u>農委規定第1号)第6条に規定する事務局の長</u></p> <p><u>(8) 柴田町監査委員<b>規定</b>(平成4年<u>3月30日</u>規定第1号)第3条に規定する事務局の長</u></p> <p>(再就職者による依頼等の届出の<b>手続き</b>)</p> <p>第11条 法38条の2第7項の規定による</p>

届出は、同項に規定する要求又は依頼（以下この条において「依頼等」という。）を受けた後遅滞なく、公平委員会の事務を委託している宮城県人事委員会が定める様式に従い、次に掲げる事項を記載した書面を宮城県人事委員会に提出して行うものとする。

(1) ～ (7) (略)

届出は、同項に規定する要求又は依頼（以下この条において「依頼等」という。）を受けた後遅滞無く、公平委員会の事務を委託している宮城県人事委員会が定める様式に従い、次に掲げる事項を記載した書面を宮城県人事委員会に提出して行うものとする。

(1) ～ (7) (略)

**別記 1** (改正後)

別表 (第 2 条関係)

組織	職	職務の級	再任用職員以外の職員に係る支給額 (月額)	再任用職員に係る支給額 (月額)
町長	(略)	(略)	(略)	(略)
	課長	(略)	(略)	(略)
	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

備考

1 ~ 2 (略)

**別記 2** (改正前)

別表 (第 2 条関係)

組織	職	職務の級	再任用職員以外の職員に係る支給額 (月額)	再任用職員に係る支給額 (月額)
町長	(略)	(略)	(略)	(略)
	課長	(略)	(略)	(略)
	<u>槻木事務所長</u>	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

備考

1 ~ 2 (略)

**別記3**（改正後）

様式第4号（第7条関係）

年 月 日

様

宮城県柴田郡柴田町長



**照 会 書**

年 月 日にあなたの印鑑登録の申請がありましたので照会します。  
あなたが申請されたものに相違がなければ 年 月 日までに次のものを町  
民環境課にお持ちください。

- ① 回答書
- ② 代理人選任届／印鑑登録証受領書
- ③ 印鑑登録する方の身分証明書（写し不可）
- ④ 代理人が登録に来庁する場合は代理人の身分証明書（写し不可）

<注意事項>

- （1）期限日までに回答がない場合、印鑑登録の申請は無効となります。
- （2）回答書の登録印（実印）欄は、鮮明に押印してください。

（切り離さないでください）

**回 答 書**

照会のありました印鑑登録の申請については、私の意思によるものに相違ありません。

様

年 月 日

住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_

生年月日 \_\_\_\_\_

登 録 印

**別記4** (改正前)

様式第4号 (第7条関係)

年 月 日

様

宮城県柴田郡柴田町長

印

**照 会 書**

年 月 日にあなたの印鑑登録の申請がありましたので照会します。  
あなたが申請されたものに相違がなければ 年 月 日までに次のものを町  
民環境課または槻木事務所にお持ちください。

- ① 回答書
- ② 代理人選任届／印鑑登録証受領書
- ③ 印鑑登録する方の身分証明書 (写し不可)
- ④ 代理人が登録に来庁する場合は代理人の身分証明書 (写し不可)

<注意事項>

- (1) 期限日までに回答がない場合、印鑑登録の申請は無効となります。
- (2) 回答書の登録印 (実印) 欄は、鮮明に押印してください。

----- (切り離さないでください) -----

**回 答 書**

照会のありました印鑑登録の申請については、私の意思によるものに相違ありません。

様

年 月 日

住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_

生年月日 \_\_\_\_\_

登 録 印

**別記5**（改正後）

別表第1（第4条関係）

出納員	委任される事務
(略)	(略)
都市建設課長の職にある職員	(略)
教育総務課長の職にある職員	(略)
生涯学習課長の職にある職員	1～6 (略) <u>7 柴田町手数料条例に基づく手数料の直接収納</u>
(略)	(略)

**別記6**（改正前）

別表第1（第4条関係）

出納員	委任される事務
(略)	(略)
都市建設課長の職にある職員	(略)
<u>槻木事務所長の職にある職員</u>	<u>1 柴田町手数料条例に基づく手数料の直接収納</u> <u>2 柴田町町税条例に基づく町税に係る徴収金等の直接収納</u> <u>3 柴田町国民健康保険税条例に基づく国民健康保険税に係る徴収金等の直接収納</u> <u>4 柴田町介護保険条例に基づく保険料に係る徴収金等の直接収納</u> <u>5 柴田町後期高齢者医療に関する条例に基づく保険料に係る徴収金等の直接収納</u>
教育総務課長の職にある職員	(略)
生涯学習課長の職にある職員	1～6 (略)
(略)	(略)

**別記 7 (改正後)**

別表第 2 (第 4 条関係)

出納員	現金取扱員	委任される事務
(略)	(略)	(略)
都市建設課長の職にある職員	(略)	(略)
教育総務課長の職にある職員	(略)	(略)
生涯学習課長の職にある職員	(略)	1～6 (略) <u>7 柴田町手数料条例に基づく手数料の直接収納</u>
(略)	(略)	(略)

**別記 8 (改正前)**

別表第 2 (第 4 条関係)

出納員	現金取扱員	委任される事務
(略)	(略)	(略)
都市建設課長の職にある職員	(略)	(略)
<u>槻木事務所長の職にある職員</u>	<u>槻木事務所に勤務する職員で所長以外の職にある職員</u>	
教育総務課長の職にある職員	(略)	(略)
生涯学習課長の職にある職員	(略)	1～6 (略)
(略)	(略)	(略)

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。